

健康マイレージ事業の拡充

健康づくりの事業を多くの市民に活用してもらえるように、4月から健康マイレージ事業の対象事業と特典内容を拡充します。

参加方法 ①対象事業参加時や事業担当課でポイントカードを入手②対象事業に参加してポイントを貯める③ポイントが貯まったらポイントカードと引き換えに特典を受ける

対象 市内在住の18歳以上の人

担当課	対象事業(◎は新規)		
健康づくり課 (☎④2808)	特定健康診査	後期高齢者健康診査	歯周病検診
	骨粗しょう症検診	肝炎ウイルス検診	胃がん検診
	子宮頸がん検診	乳がん甲状腺がん検診	大腸がん検診
	前立腺がん検診	胸部レントゲン(結核・肺がん)検診	特定保健指導
元気長寿課 (☎④2809)	生涯現役塾	◎アクティブシニア運動塾	
子ども課 (☎④2268)	個別妊婦歯科健診	◎ママサロン	
スポーツ課 (☎⑤8213)	健康・体力づくり教室	日常生活筋力アップ教室	ダンベル健康体操教室
保険年金課 (☎④2822)	◎人間ドック(国保・後期高齢)	◎職場健診(国保のみ)	

※1 G-WALK+については、月24万歩歩いた人に、月1回保健センターで実施している成人健康相談と結果相談会でポイントを付与します。各事業のポイント付与のさかのぼりは年度内のみです

必要ポイント	特典内容(◎は新規、○は拡充)	
1ポイント	◎コミュニティセンターやすらぎのカラオケ ◎元気サポートセンターふじの花のカラオケ	1回
2ポイント	◎市民体育館トレーニング室利用料 ◎多目的ホールトレーニング室利用料	1回
5ポイント	○みずとぴあ(プール)利用料	1回
	○500円相当の健(検)診の自己負担金 ^{※3}	1回
	◎桜山公園カフェのコーヒー(10月ごろを予定) ^{※2} ◎ごみ袋セット(可燃大2・中1) ^{※2}	1杯 1セット
8ポイント	○特定健康診査(国保の人)などの1,000円相当の健(検)診の負担金 ^{※3}	1回
	◎1,000円相当の藤岡産野菜など ^{※2}	※野菜などの購入はJAグリーン農産物直売所で使用できます
10ポイント	○高齢者インフルエンザワクチンの予防接種の自己負担金(1,200円) ^{※3}	1回
15ポイント	◎胃カメラの自己負担金(2,000円) ^{※3}	1回
	◎高齢者用肺炎球菌ワクチンの予防接種の自己負担金(2,000円) ^{※3}	

※2 桜山公園カフェのコーヒー・ごみ袋セット・1,000円相当の藤岡産野菜などは、年1回の交換とします
※3 事業の対象年齢の人に限り、市内の医療機関のみ使用できます

各種児童扶養手当の申請

児童扶養手当・特別児童扶養手当の対象者で、手当を受けていない人は申請してください。

児童扶養手当

ひとり親家庭となった児童を監護・養育している人を支援するための手当です。
対象 18歳になって最初の3月31日までの児童(障がいのある場合は20歳未満)を監護・養育している人

児童数	支給額(月額)	
	全部支給	一部支給
1人目	4万4,140円	4万4,130円~1万0,410円
2人目	1万0,420円	1万0,410円~5,210円
3人目以降	6,250円	6,240円~3,130円

支給要件 ▽父母が離婚▽父または母が死亡▽父または母が重度の障がい(国民年金法による障害等級1級程度)▽

特別児童扶養手当

障がいのある20歳未満の児童の福祉増進を図るための手当です。

対象 心身に障がい(内部障がいを含む)のある20歳未満(20歳になる誕生日の前日まで)の児童を監護・養育している人
支給額 ▽1級 5万3,700円 ▽2級 3万5,760円
支給要件 ▽1級 身体障害者手帳1・2級程度の障がいのある人、療育手帳判定A程度の知的障がいのある人、精神障害者保健福祉手帳1級程度の精神障がいのある人 ▽2

級 身体障害者手帳3級程度の障がいのある人、日常生活が著しい制限を受ける程度の知的障がいもしくは精神障がいのある人
非該当要件 ▽児童が障がいを事由とする公的年金を受給している▽児童が施設など通所施設を除く)に入所しているなど

共通事項

その他 ▽手当は本人や本人の父母などの所得が一定額を超えると支給が停止となる場合があります▽手当を受けている人は、毎年8月に現況届・所得状況届を提出する必要があります▽詳細は問い合わせください

申請・問い合わせ 子ども課(☎④2286)

その他

バス利用促進 敬老割引制度

バスの利用促進と高齢者の福祉向上を図るため、運賃の割引制度を実施しています。バス車内にて、販売価格の2

割引で回数券を購入できます。

対象 市内在住で65歳以上の人が購入方法 ▽藤岡上平線、三ツ木高山線 運転手に購入証明書を提示▽三波川線・奥多野線 運転手にマイナンバーカードなどを提示

その他 購入証明書の発行は地域安全課で行います。発行時はマイナンバーカードなどの提示が必要です
問い合わせ 地域安全課(☎④2245)

国民年金の手続きは 電子申請・電子決済で

各種電子申請

国民年金第1号被保険者の資格取得・種別変更、保険料免除・納付猶予申請、学生納付特例申請については、マイナンバーを利用した電子申請ができます。

電子申請には、マイナンバーカード、受け取り時に設定したパスワードとマイナンバーの利用者登録が必要です。インターネットを利用して申請や届け出ができるので、いつでもどこでも手続きができます。

ます。さらに、マイナンバーとねんきんネットをつなげると、日本年金機構からのお知らせの受け取りや、自分の年金記録の確認など、便利な機能が利用できます。詳細な手続き方法は、以下の2次元コードを読み取ってください。

国民年金保険料の電子決済
令和5年2月20日から、国民年金保険料がスマートフォンアプリで支払いできます。

対象の決済アプリは、au PAY(エーユーペイ)、d払い、PayPay(ペイペイ)です。納付書のバーコードを決済アプリで読み取ることで電子決済できます。ただし、バーコードが印字されない納付書や延滞金納付書は電子決済できません。詳細な手続き方法は、以下の2次元コードを読み取ってください。

申請・問い合わせ 保険年金課(☎④2259)・ねんきんダイヤル(☎0570・05・1165)

